

Okakenkyo News Letter

2026
1月
869号

岡山県建設業協会 会報

謹んで新年のおよろこびを申し上げます



- ②年頭のごあいさつ
- ⑩岡山県下公共工事の動向（12月分）
- ⑭建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑲岡山県からのお知らせ

吉備津彦神社[岡山市] (提供: 岡山県観光連盟)

令和8年 年頭所感

一般社団法人 岡山県建設業協会

会長 荒木 雷太

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

さて、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化し、昨年も全国各地で甚大な被害が発生しています。

また、インフラの老朽化も進んでおり、埼玉県八潮市の下水道管破損による陥没事故のほか、県内でも昭和水門の老朽化による塩害や、片上大橋の損傷といった大事故になりかねない事象も発生しています。

社会経済活動を支えるとともに、災害が発生すれば、いち早く被災現場に駆け付け応急復旧にあたる「地域の守り手」である地域建設業の役割は、ますます重要になっています。

一方で、資機材価格の高騰や人件費の上昇により実質的な公共事業費が減少する中で、地域建設業を取り巻く環境は厳しくなっています。

地域建設業がその役割を果たしていくためには、中長期的な見通しのもとで持続的な経営ができる安定した事業量を確保し適正な利潤を得る必要があります。

こうした中で、昨年、国において「第1次国土強靭化実施中期計画」が策定され令和12年度までの5年間で概ね20兆円強に及ぶ事業に取り組むこととなりました。

また、国に要望を行っていた、次の取組が動き始めました。

一つ目は、地方自治体、特に市町村では、技術職員が不足しインフラの整備や維持管理に支障が生じていることから、昨年、国が「群マネの手引きVer.1」を策定し、複数の市町村にまたがる広域的なインフラや、道路や河川、公園といった分野を超えたインフラを「群」と捉え、一体的にマネジメントをする「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組を進めることとなりました。

二つ目は、県や市町村では、国が設けた直轄工事用の大ロットの標準歩掛を用いているため、小規模工事特有の手間などが反映されておらず地域建設業がその負担を強いられていることから、その改善に向けて、国が独自歩掛の事例集や作成方法などを示すこととなりました。

こうした国の動きを踏まえ、県などに対して積極的に取り組むよう働きかけすることとしています。

さらに、現行の入札制度では入札予定価格から7%から8%程度低い価格でないと落札できないという問題があります。受注者が必要経費を確保し適正な利潤を得るには設計金額で落札する必要があることから、入札制度の見直しについても働きかけたいと考えております。

最後になりますが、今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますようお祈り申し上げまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。



すべての県民が明るい笑顔で暮らす 「生き活き岡山」を目指して

岡山県知事 伊原木 隆 太

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

2026年の輝かしい新春を迎え、県民の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。



昨年は、大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025などを契機として、多くの観光客に岡山の魅力を体感していただいたほか、ファジアーノ岡山のJ1の舞台での躍動、メジャーリーグで活躍する山本由伸選手のワールドシリーズMVP獲得など、県民に大きな夢と感動を与えてくれる明るい話題が続き、岡山県は大きな盛り上がりを見せました。

県では、昨年から新たな県政推進の羅針盤となる「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」をスタートさせました。「夢を育む教育県岡山の推進」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略に加え、喫緊の課題である「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」を新たな柱と位置づけ、本県の持続的な発展のため、諸課題の克服に取り組んでおります。

その新たな柱では、「晴れ恋♡晴れ婚プロジェクト」などを通じて若い世代の出会い、結婚の希望がかなう環境づくりを推進するとともに、「オタスケモモスケ」を合言葉にした「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を展開するなど、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に向け、さらに取り組みを加速させてまいります。また、若者や女性の還流と定着に向け、さまざまな施策を推進してまいります。

「教育の推進」では、昨年から本格導入を進めてきた生成AIなども活用しながら、子どもたちの主体的な学習習慣の定着を図り、学ぶ力の育成や誰一人取り残されない学びの実現に向けた不登校対策などに引き続き注力してまいります。

「産業の振興」においては、長引く物価高や人手不足など、県内企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。新事業への挑戦やデジタル化による生産性向上など、意欲ある中小企業を支援するとともに、観光振興については、国内外に向けたプロモーション等を積極的に展開し、観光消費額の拡大や地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに保健・医療・福祉の充実や防災対策・暮らしの安全対策の強化など、「安全安心な地域づくり」にも着実に取り組んでまいります。

本年、2026年は午年です。力強く駆ける午のように、岡山が未来へ向かって大きく駆け上がる一年とする所存です。

これまでの取り組みで生まれた好循環の流れをさまざまな分野に波及させながら、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年頭のご挨拶

岡山県議会議長

遠 藤 康 洋

令和8年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。



皆様におかれましては、平素から、社会資本の整備をはじめ、災害発生時に
おける復旧活動や地域での社会貢献活動など、安全・安心なまちづくりに、
多大なご貢献をいただきしております、深く敬意と感謝の意を表する次第です。

さて、災害大国であります我が国では、本県の平成30年7月豪雨災害を
はじめ、毎年のように国内で大きな自然災害が発生しているところであります。
また、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震では、本県も甚大な被害が想定されており、
県民の災害に対する不安は高まっております。そのような中、建設業の皆様には、来るべき災害に
備えた防災・減災事業に懸命に取り組んでいただきおり、心よりお礼申し上げます。

県議会といたしましても、自然災害から県民の生命・財産を守るために、事前の対策が極めて
重要であるという認識のもと、昨年7月に県、市町村等とともに「安全・安心おかやま県土づくり
推進大会」を開催し、国土強靭化の継続的・安定的な推進について国に強く働きかけたところです。
今後も公共土木施設の耐震化・長寿命化、交通基盤整備などの予算を十分に確保し、皆様とともに災害に強い県土づくりに向けた取組みを着実に進めていく所存です。

さて、私たち県議会は、住民に身近な県議会を目指し、県内各地の声を余すことなく県政に届ける
とともに、県民福祉の向上と県勢の発展のために邁進しております。

社会構造が今後ますます変化していく中、本県の有する魅力や優位性を最大限活用し、住みよい
地域を築き上げていくためにも、県民の皆様や企業、団体等の皆様のお力添えをいただきながら、
私たち議会と行政とが互いに協調し、車の両輪として各種施策の実現に取り組んでまいります。

結びに、皆様にとりまして、新しい年が輝かしいものとなりますよう、併せて皆様のご健勝とご
多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のことば

岡山労働局長 森 實 久美子

明けましておめでとうございます。

一般社団法人岡山県建設業協会並びに会員の皆様には、日頃より働き方改革と労働災害防止などの推進にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、岡山県内の労働災害発生状況をみると、昨年10月末時点で全業種の死亡災害は15人と、前年同期比で5人増加しており、うち建設業で2件発生いたしました。また、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害は、建設業で210人と、前年同期比7.1%増となっており、憂慮すべき状況にございます。

建設業で最も多い事故の型は「墜落・転落」であり、昨年の死亡災害2件もこの型によるものでした。そのため、高所作業における手すり等の設置や墜落制止用器具の使用徹底など、基本的な安全対策を今一度ご確認いただきたく存じます。また、冬季は身体の動きが鈍くなりがちですので、凍結や段差等による転倒災害防止にもご配慮をお願いいたします。

安全衛生対策をめぐる状況は、めまぐるしく変化しております。熱中症対策について申し上げますと、昨年の規則改正により対策が強化されたにもかかわらず、岡山局管内の熱中症による死傷者は過去最高29人となりました。今年も夏に向けて、適切な対策をお願いいたします。

加えて、労働安全衛生関係法令の改正への対応も重要です。本年4月からは高年齢労働者の労働災害防止や「治療と仕事の両立支援」の推進が努力義務化されます。これらの改正事項についても、準備をよろしくお願い申し上げます。

岡山労働局では、第14次労働災害防止推進計画に基づき、労働災害の減少と安全で健康に働く職場環境の実現に取り組んでおります。

貴協会におかれましても、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からも極めて重要であることをご理解いただき、働き方改革の推進と合わせ、引き続き労働行政施策にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



令和8年 年頭所感

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

平素より、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、深く感謝いたします。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資が横ばいで推移し、実質投資額が減少する中で、資機材価格の高騰や人件費の上昇等の影響により企業倒産が増加するなど、経営環境は厳しさを増しています。



また、昨年も気候変動の影響により、地震、台風、豪雨、豪雪などによる大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著となっており、老朽化が進んでいるインフラの維持管理や更新の対策とあわせて、防災・減災のための国土強靭化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であるとともに、国民生活や地域経済、雇用の下支えをする地域の基幹産業として、地方創生のための重要な役割も担っています。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を持続的に果たしていくためには、健全で安定したサステナブルな経営、処遇改善による担い手の確保が必要であり、そのためには、公共事業の実質事業量の増額確保と、将来に向けた経営の見通しが立つ長期的な事業計画の策定、求められる技能や役割に相応しい処遇の実現が不可欠です。

全建といしましては、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」に向け、国土強靭化を含む必要な公共事業予算の確保を強く求めるとともに、新3K（給与、休暇、希望）+K（かっこいい）の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」、「適正工期見積り運動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を進めるほか、賃金の引上げ、ICTの活用・DXの推進、広報活動などにも引き続き積極的に取り組んで参ります。

本年も、全建は47都道府県建設業協会ならびに会員企業の皆様と一緒に、地域建設業の発展に向けて全力で取り組む所存でございますので、引き続きご支援のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、皆様のますますのご多幸とご健勝を祈念するとともに、建設業のさらなる飛躍を願いまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

令和8年 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会

会長 今井 雅則

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、平素より当協会の事業活動につきまして、特段のご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、建設業は、地域のインフラ整備や経済活動を支える施設づくりなど夢のある産業です。災害時には復旧・復興工事の担い手として、国民生活、社会経済を支えるという重要な役割を担っております。



しかしながら、建設業界は慢性的な技術者・技能者不足、若手入職者の減少、高齢化の進展に加え、気候危機による猛暑等の荒ぶる天候など、多くの課題に直面しております。

一方、建設業における労働災害は関係各位の地道なご努力により、長期的には減少傾向にあります、死亡災害については、全産業の3割を占めており、非常に憂慮すべき状況にあります。

こうした厳しい環境の中においても、日本経済を回し、建設業が憧れの産業として今後も安定的に発展するためには、建設工事に従事する全ての方々が、安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境を築くことが不可欠です。当協会では、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第9次建設業労働災害防止5か年計画」を策定しており、その4年目に当たる本年もこの第9次計画の目標の達成を目指し、リスクアセスメントの確実な実施の推進、建設業労働安全衛生マネジメントシステム「コスマス」の導入促進、メンタルヘルス対策や化学物質管理への支援、さらに各種安全衛生教育などの活動に積極的に取り組むこととしております。

当協会は、本年も引き続き、労働災害ゼロを目指し、実効ある活動を積極的に展開していく所存ですので、皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和8年 新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理事長 梅森 徹

令和8年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中、建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に対しまして、多大なご支援、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設工事の第一線で働く労働者の皆様の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として、中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され、本年で62年目を迎えます。

お蔭様で、建退共制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は211万人を数え、これまで累計で284万人の退職者に対して2兆14百億円の退職金をお支払いしてまいりました。退職金を受け取られた皆様、事業主の皆様からは建退共制度があって本当に良かったという声を頂いており、制度の運営にあたる私どもにとって大きな励みとなっております。

さて、今日の建設業界は「担い手不足」という深刻な課題に直面しており、労働力の確保は極めて困難な状況となっていると承知しております。この難局を乗り越えるためには、建設業界における処遇改善、魅力向上、デジタル技術の導入による生産性向上等が不可欠と考えられます。

魅力ある退職金制度を普及することは、優秀な人材の確保、建設労働者の仕事への意欲の向上、建設業界の活性化等につながります。しかしながら、現行の建退共制度では、現在の掛金日額（320円）による退職金額が、他産業の退職金額を大きく下回っており、退職金額の水準を他産業と比較して遜色のない魅力あるものとすることが強く求められているところです。

こうした背景を踏まえ、当機構においては、建設労働者等の処遇改善に資する建退共制度のあり方について、有識者や関係団体の方々にご議論をいただき、令和7年9月、以下の三つのテーマについて今後の方向性をとりまとめました。

- ① 建設労働者の技能レベル等に応じ、元請や事業主が掛金を上乗せできる「複数掛け金制度」のあり方
- ② 民間工事における建退共制度の普及拡大方策
- ③ 電子ポイント方式の更なる利用促進方策

今後は、その実効性を担保するため、関係機関と連携しつつ、建設業界の方々のご意見を十分に反映して、具体的な施策として実現するべく取り組んでまいります。

また、電子ポイント方式の電子申請専用サイトを、旧年の秋に大きくリニューアルしました。これにより、これまでのように二つのシステムを使用するのではなく、専用サイト内で全てが完結する等、操作性が大幅に向上いたしました。是非この機会に積極的なご利用をお願いいたします。

このように、建退共制度は、安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給に努めつつ、将来に渡って魅力ある退職金制度の実現に向けて一歩ずつ前進してまいる所存でございますので、制度への加入、電子ポイント方式の利用につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



令和8年 年頭所感

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 菱 田

令和8年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。



昨年は、各地の集中豪雨などの自然災害に加え、埼玉県八潮市において下水道管路の破損に起因した道路陥没が発生するなど、老朽化が進むインフラの維持・更新を含む防災・減災、国土強靭化対策の重要性が改めて顕在化しました。こうしたなかで、地域の社会資本整備や維持管理の担い手のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」として、建設業の役割や重要性が改めて強く認識されたと感じます。

しかし、建設業が将来にわたりその社会的使命を持続的に果たしていくためには、担い手の確保・育成という大きな課題があります。

昨年12月には改正建設業法が全面施行され、「標準労務費」等の運用が始まりました。これまでの取引慣行が根本から改められ、建設業のサプライチェーン全体で適正な労務費が浸透し、他産業に見劣りしない賃金実現に向けた契機になると感じております。今後、官民一体となってこの新しい取り組みが継続的に進められ、処遇改善や働き方改革などが進展していくことを期待しております。

令和8年度からは「第1次国土強靭化実施中期計画」が始まります。防災・減災、国土強靭化対策が切れ目なく推進されるためにも、担い手を取り巻く環境改善の観点からも、公共事業量が中長期的に見通しをもって安定的・実質的に確保されることが不可欠であり、資機材価格や人件費の上昇・高止まりを十分に踏まえた予算が確保されることが切に望まれます。

これらの取り組みの成果があらわれ、本年が、若者が希望を持って入職し、誰もが安心して働くより魅力的な建設業への歩みをさらに進める年となることを、心より祈念しております。

弊社といたしましても、建設業界の皆様とのFace to Faceによるコミュニケーションを大切に、皆さまのご意見を直にお聞きすることで、担い手の確保・育成や生産性向上等の取り組みのお役に立てるよう努めてまいりたいと考えております。あわせて、「前払金保証」をはじめとした各事業を通じて公共工事の適正な施工に貢献できるよう、また、グループ一丸となって価値あるサービスを提供させていただけるよう取り組んで参る所存です。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げるとともに、皆様方のご健勝とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

岡山県下公共工事の動向 <12月分>

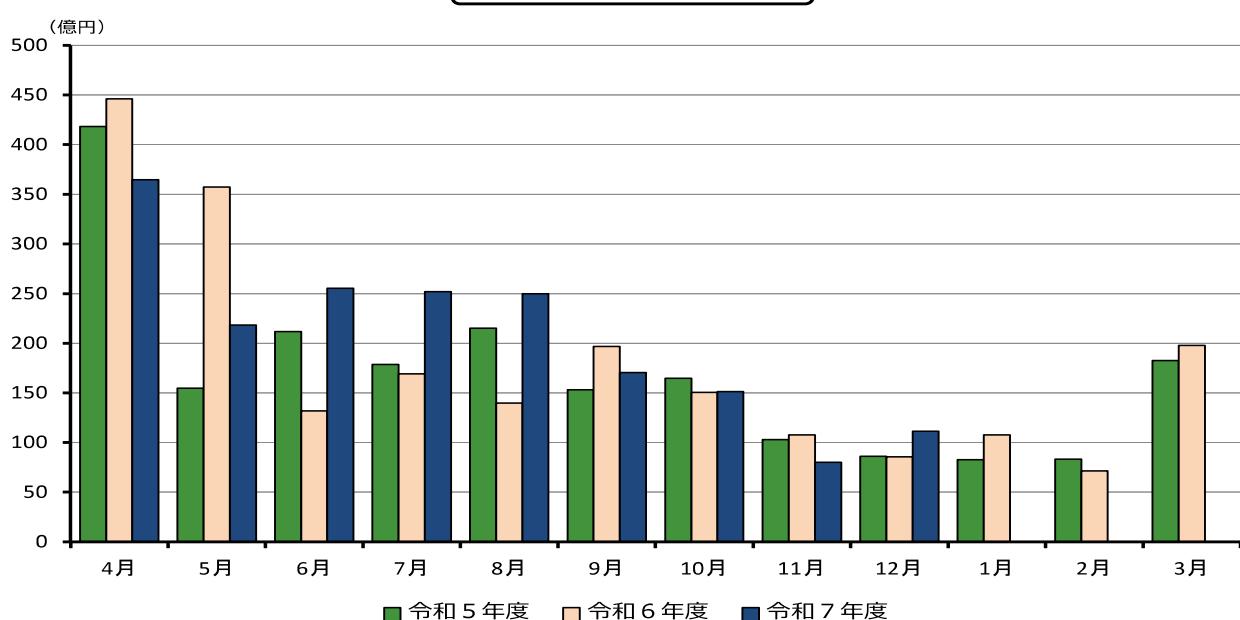
西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月 (令和7年12月)

1. 全般の状況

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	8	1,467	▲3	362	▲27.3%	32.8%
	独立行政法人等	4	116	▲2	▲912	▲33.3%	▲88.7%
	岡 山 県	81	2,303	16	619	24.6%	36.8%
	市 町 村	136	7,056	▲4	3,318	▲2.9%	88.8%
	その他公共的団体	5	206	3	▲786	150.0%	▲79.2%
合 計		234	11,150	10	2,601	4.5%	30.4%
令和6年度		224	8,548	▲61	▲59	▲21.4%	▲0.7%
令和5年度		285	8,607	52	▲433	22.3%	▲4.8%
令和4年度		233	9,040	▲31	1,934	▲11.7%	27.2%
令和3年度		264	7,106	▲50	▲2,769	▲15.9%	▲28.0%

月別請負金額の推移



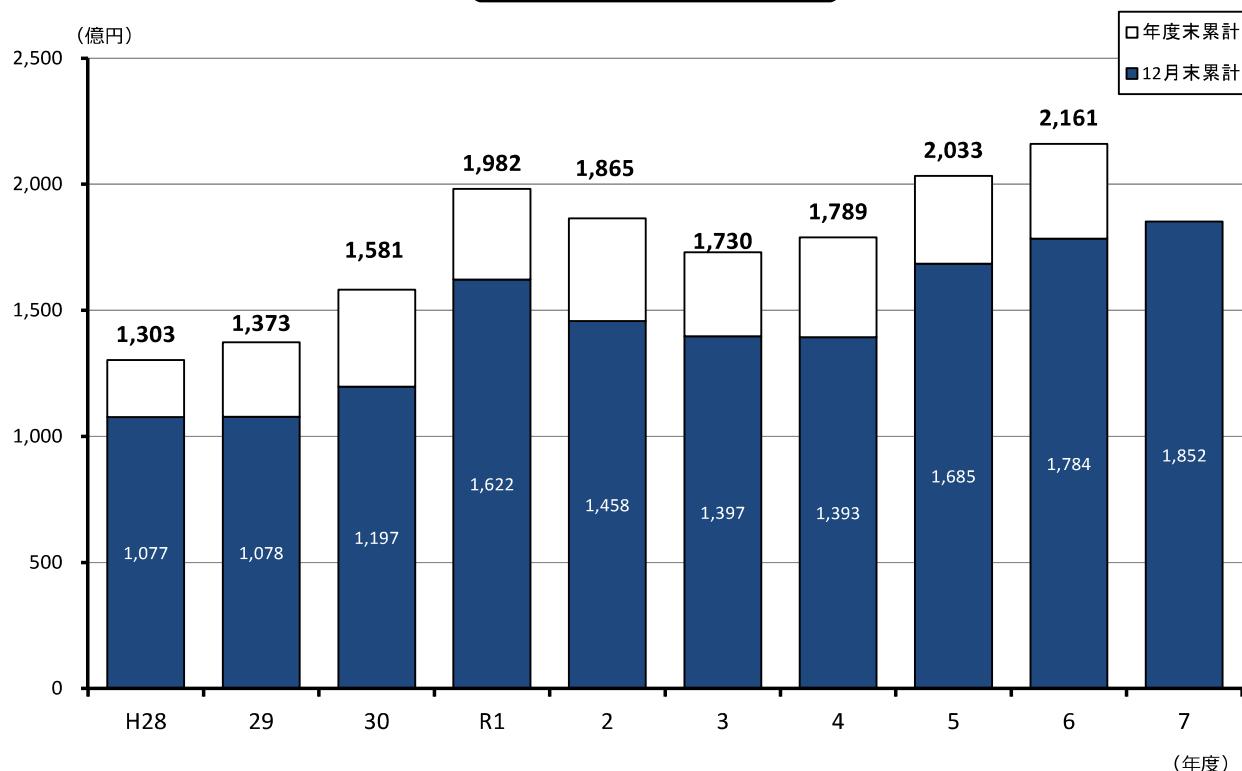
II. 累計（令和7年4月～令和7年12月）

1. 全般の状況

(金額単位：百万円)

発注者別	国	件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	140	19,165	6	2,250	4.5%	13.3%
	独立行政法人等	46	19,509	▲7	1,477	▲13.2%	8.2%
	岡 山 県	1,298	30,614	68	▲514	5.5%	▲1.7%
	市 町 村	1,691	96,763	▲8	▲6,698	▲0.5%	▲6.5%
	その他公共的団体	34	19,231	0	10,299	0.0%	115.3%
合 計		3,209	185,284	59	6,814	1.9%	3.8%
令和6年度		3,150	178,469	▲51	9,923	▲1.6%	5.9%
令和5年度		3,201	168,546	134	29,214	4.4%	21.0%
令和4年度		3,067	139,332	▲203	▲375	▲6.2%	▲0.3%
令和3年度		3,270	139,707	▲119	▲6,107	▲3.5%	▲4.2%

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位:百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	72,651	6,169	9.3%	国	8,171	▲451	▲5.2%
				独法等	3,868	55	1.5%
				岡山県	8,318	▲2,189	▲20.8%
				市町村	46,674	5,389	13.1%
				その他	5,618	3,364	149.3%
東備地区	8,618	▲369	▲4.1%	国	455	2	0.6%
				独法等	1,919	▲903	▲32.0%
				岡山県	1,692	▲145	▲7.9%
				市町村	4,550	676	17.5%
				その他	0	0	-
倉敷地区	34,785	▲2,459	▲6.6%	国	3,765	1,142	43.6%
				独法等	1,991	1,981	<
				岡山県	4,507	▲139	▲3.0%
				市町村	22,972	▲5,695	▲19.9%
				その他	1,548	250	19.3%
井笠地区	26,928	9,231	52.2%	国	5,145	1,017	24.7%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	3,209	683	27.0%
				市町村	6,507	952	17.2%
				その他	11,355	7,097	166.7%
高梁地区	2,416	▲3,093	▲56.1%	国	144	125	673.1%
				独法等	28	▲274	▲90.5%
				岡山県	1,017	▲169	▲14.3%
				市町村	1,225	▲2,775	▲69.4%
				その他	0	0	-
新見地区	6,145	1,053	20.7%	国	149	3	2.7%
				独法等	1,679	948	129.7%
				岡山県	2,376	807	51.5%
				市町村	1,907	▲591	▲23.7%
				その他	32	▲114	▲78.2%
真庭地区	13,375	1,350	11.2%	国	24	▲11	▲31.9%
				独法等	6,947	1,533	28.3%
				岡山県	2,366	▲52	▲2.2%
				市町村	4,036	718	21.6%
				その他	0	▲836	-
津山地区	11,834	▲3,192	▲21.2%	国	720	231	47.2%
				独法等	372	▲427	▲53.4%
				岡山県	3,753	▲423	▲10.1%
				市町村	6,388	▲3,032	▲32.2%
				その他	599	459	330.6%
勝英地区	8,528	▲1,874	▲18.0%	国	587	189	47.7%
				独法等	1,989	▲915	▲31.5%
				岡山県	3,370	1,114	49.4%
				市町村	2,502	▲2,341	▲48.3%
				その他	77	77	<
合計	185,284	6,814	3.8%	国	19,165	2,250	13.3%
				独法等	19,509	1,477	8.2%
				岡山県	30,614	▲514	▲1.7%
				市町村	96,763	▲6,698	▲6.5%
				その他	19,231	10,299	115.3%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

【勝英地区】

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
中小	3,026	100,238	69	5,818	2.3%	6.2%
大手	120	30,423	▲14	6,964	▲10.4%	29.7%
共同企業体	63	54,622	4	▲5,968	6.8%	▲9.9%
合 計	3,209	185,284	59	6,814	1.9%	3.8%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	2,188	88,727	68	9,402	3.2%	11.9%
建 築	259	48,003	▲40	▲15,541	▲13.4%	▲24.5%
電 気	148	15,265	9	5,726	6.5%	60.0%
管	97	12,124	6	1,665	6.6%	15.9%
測量・調査・設計	368	4,502	29	▲376	8.6%	▲7.7%
その他	149	16,659	▲13	5,938	▲8.0%	55.4%
合 計	3,209	185,284	59	6,814	1.9%	3.8%

建設業退職金共済制度 電子ポイント方式のご案内

この度は、建退共にご加入いただきまして、ありがとうございます。ご加入されると、電子申請専用サイトの利用が可能となります。ログインに必要なIDと初期パスワードを記載した「開通通知」を後日郵送いたしますので、ぜひご利用ください。

電子申請専用サイトでできること

電子ポイント方式による掛金納付^(*)



電子ポイント方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを電子申請専用サイト上で事前に購入し、毎月被共済者の就労日数を登録することにより、個々の被共済者の掛金として充当するものです。



オンライン申請

共済手帳の新規申込や更新など建退共の主要な手続きがオンラインで申請可能です。



「掛金充当書」^(*)のダウンロード



建退共からのお知らせの受け取り

(*)ポイント購入から就労日数の登録まで、掛金納付の一連の手続きを、すべて電子申請専用サイト上で行うことができます。また建設キャリアアップシステムを活用するとより効率的に掛金納付を行うことができます。

(*)自社での掛金充当だけでなく、元請が電子ポイント方式により、自社の従業員に掛金納付を行ったことも確認できます。

電子申請専用サイトのお試し体験ができます! **NEW**
アクセス方法は裏面をご覧ください。



電子ポイント方式について詳しくは 特設サイトからご確認ください

- 1 建退共ホームページより
「電子ポイント方式について」をクリック



「特設サイト」はこちら

- 2 「電子ポイント方式について」をクリック



- 3 「電子申請専用サイトについて」をクリック

「体験版サイト」はこちら

- 4 開いたページを下方向にスクロール



- 5 「体験サイト」のボタンをクリック

※体験版のため、実際の申請は行えません。
なお、電子申請専用サイトに関する利用料はかかりません。

電子ポイント方式システム操作方法についての
お問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL. 0120-006-175

受付時間:9:00~17:00(平日)

第187回 課長や係長も法律上は「監督者」じゃない可能性がある！？

●相談内容●

当社は、現在、課長などのポストについている人を管理監督者として扱い、役職手当を支払うかわりに残業代を支払っておりません。
後から残業代を請求されるリスクはあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

近年は残業について権利意識の向上もあり、令和6年4月から残業規制が定められたことも踏まえ、どのような企業でも事後的な残業代請求がなされる可能性があります。今回は、管理監督者について確認しましょう。

管理監督者の法律上の要件

いわゆる「名ばかり管理職」、つまり法律上管理監督者に該当しない者であれば、通常の労働者と同じように残業代を支払わなくてはならないこととなります。

法律上管理監督者に該当するといえるためには、①経営者と一体的に重要な責任と権限が委ねられていること、②労働時間に裁量があること、③給与や賞与の待遇が管理監督者としての職務に見合ったものであることが必要となります。

建設業では、ただ現場のリーダーをしているだけで会社の経営方針に関与していない場合（①非該当）、朝礼や現場の鍵の開け閉めのために出退勤時間が拘束される場合（②非該当）、長時間労働故に時給換算で一般の職人らよりも給与が低くなる場合（③非該当）などで、法律上管理監督者に該当しないと判断されるリスクがあります。

実際の事例

実際に、建設業でも監督者であることが否定された事案があります。具体的には、係長、課長、次長について、管理職会議で意見具申の機会はあるものの、会社の経営方針に関する意思決定に関与していたとはいえないこと（①非該当）、労働時間が一般従業員と同様に管理され、本人の自由裁量にゆだねられていたとはいえない（②非該当）として、裁判所が管理監督者該当性を否定したものです。

近年の裁判例の傾向としても①②の要件を満たさないと判断する事例が多く、もはや自由に出退勤ができるような経営者と同一のレベルといえない限り、法律上、管理監督者と認められないと考えてもいいかもしれません。

問題を発生させないために

これらを踏まえたうえで、まず管理職として扱っている人の待遇や勤務形態を見直す必要があります。場合によっては管理職扱いをやめ、通常の労働者と同様に賃金を支払うと判断することも必要です。

そして、管理職の人についても、具体的にどのような勤務をしているか確認するためにも勤怠管理を行い、場合によっては、待遇改善をしていくことが必要となります。

具体的な事例で法的な問題点がないか確認したい場合は、ぜひご相談ください。

〈法定外労災補償制度〉

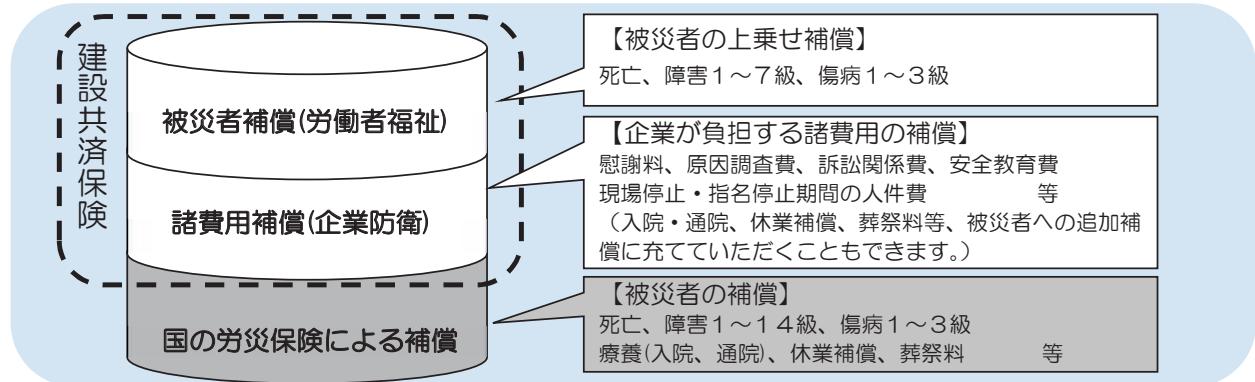
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主（労災保険の特別加入をすることができる方（従業員300人以下の場合））も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者（保険契約者）も補償（従業員300人以下の場合）
- ⑦経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学生を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関 一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和7年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償
●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。
共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和6年11月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** (または**2億円、3億円**) 1事故につき **3億円** (または**5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む) 1事故につき **1億円** (または**3,000万円、5,000万円、3億円、5億円、10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)



借用・支給財物損壊補償 1事故、保険期間中 **500万円** または **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)

地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中 **1,000万円** または **2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「(ワイドプラス補償)」もございます!
詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中 **5,000万円** または **1億円、2億円、3億円**

雇用慣行賠償責任補償特約(オプション)

使用者等に対して行った不当な待遇やハラスメントなどの不当行為、または第三者に対して行ったハラスメントに起因する損害賠償責任を補償します。

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

1工事あたりの支払限度額

1事故かつ1工事期間中ににつき **2,000万円** もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**



(2) 盗難の場合: **10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**

*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。

1事故あたりの支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**

(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B25-900115 承認年月:2025年4月

(岡山県からのお知らせ)

2月は北方領土返還運動全国強調月間です

～語るたび その四島がまた 近くなる～

北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の返還を求めて2月7日の「北方領土の日」を中心に各地でさまざまな行事が行われます。

2月7日は、1855年のこの日、伊豆の下田において日露通好条約が調印され、平和裏に日本とロシアとの間の国境が画定された日です。

岡山県でも、2月10日（火）にさん太ホールで「北方領土返還要求岡山県民大会」、2月2日（月）から2月13日（金）まで岡山県立図書館で北方領土に関するテーマ展示を実施する予定としています。

北方四島の早期返還実現のため、返還運動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）TEL：086-226-7158

令和8年岡山県交通安全年間スローガン

■ 基本スローガン

「安全は 一人一人の 思いやり」

岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 7.12. 1 全建 総務委員会(東京)
7.12.16 岡山県生コンクリート品質管理監査会議
7.12.19 (公財)岡山県建設技術センター研修協議会

ウォームビズ
県民運動実施中! **WARM BIZ**

First day **11.1** ▶ Last day **3.31**

暖房の温度を上げる前に、
もう一枚羽織ってみませんか?

デコ活
くらしの中のエコロジー

岡山県

【デコ活】とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)と貯め(Carbonization)を併用する環境に良いエコ「Eco」を意味する「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「環境楽につながる新しい昔かな暮らしを創る団体運動」の愛称です。ウォームビズもこの運動の一つです。

過度な暖房に頼らず
冬を快適に過ごす
ライフスタイル

20°C 室温目安 **WARM BIZ**

④岡山県「ももっち・うらっち」

デコ活
くらしの中のエコロジー

デコ活が勧める取組の例

LEDや省エネ家電の選択	クールビズ・ウォームビズの実践	食品ロスの削減	テレワークの実践
住宅の断熱化・再生可能エネルギーの導入	EVなど次世代自動車の利用	ごみの削減・分別	公共交通機関の利用

岡山県

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225-4131

FAX (086) 225-5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp